

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に係る考え方について

修正の主旨

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「県計画」という。）について、原子力災害対策指針の改正や、訓練の検証結果を踏まえた修正等を行う。

主な修正項目

1 原子力災害対策指針改正の反映（H27.4、H27.8）

(1) 旧PPA(ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)における防護対策

原子力災害対策指針の4月改正により、事前対策（国において安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限の必要性を検討）からUPZ圏外におけるPPAの概念が削除され、屋内退避対応となったことから、県計画においても、原子力災害対策指針に準拠し、UPZ圏外においては、屋内退避指示等の伝達手段を確保する必要がある。

(2) 放射性物質大気中拡散予測（SPEEDI等）の活用

原子力災害対策指針の4月改正により、予測的手法をもって避難および一時移転といった防災対策の判断根拠としないこととなったことから、県計画においても、避難等の判断に当たってはSPEEDI等の活用を削除し、災害の状況や緊急時モニタリング結果および気象情報等から判断する必要がある。

(3) 原子力災害医療体制の見直し

原子力災害対策指針の8月改正により、地域ごとに被ばく傷病者等に対する専門的医療を実施し、また、原子力災害医療派遣チームを有する施設を原子力災害拠点病院に位置付ける旨規定されたことから、県計画においても、現在の緊急被ばく医療機関を見直し、原子力災害拠点病院および協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、指定等を行っていく必要がある。

2 原子力防災訓練の検証結果の反映

(1) 発電所ごとのUPZの設定

県計画では敦賀、美浜、大飯、高浜すべての原子力発電所を対象とするUPZを設定して避難体制の整備を進めているが、屋内退避および避難の準備・実行にあたっては、原子力発電所ごとのUPZが必要であることから、原子力発電所ごとのUPZを位置付け、状況に応じて対応できるようにする必要がある。

(2) 避難中継所運営本部の設置

避難中継所については、避難者の受入れ、スクリーニングから避難所への送り出しにいたる一連の対応のため、防災部局と医療部局等が連携し一体となった対応が必要なことから、県・市・消防・警察による「避難中継所運営本部」を設置する必要がある。

3 原子力事業者との連携強化

原子力事業者との連携体制の一環として、警戒事態の環境放射線モニタリングおよび緊急時モニタリングにおける原子力事業者との連携に係る体制を確立する必要がある。

修正のスケジュール（予定）

平成28年

2月上旬 第2回滋賀県原子力防災専門会議

2月中旬 関係機関への意見照会
ホームページによる県民への意見照会（～3月上旬）

3月下旬 滋賀県防災会議